

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年7月30日(木) 午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 伊名波 宏 仁 (横浜地方裁判所第1刑事部部総括判事)

裁判官 樋 上 慎 二 (横浜地方裁判所第1刑事部判事)

検察官 中 澤 政 臣 (横浜地方検察庁検事)

弁護士 山 村 好 男 (横浜弁護士会所属)

裁判員経験者1番 20代 女性 (自営業) (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 50代 男性 (会社員) (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 40代 男性 (会社員) (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 50代 女性 (公務員) (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 50代 男性 (会社員) (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 40代 男性 (会社員) (以下「6番」と略記)

議事要旨

(司会者)

裁判員経験者の皆様、今日はお忙しい中、お出でいただきましてありがとうございます。私は、横浜地方裁判所第1刑事部で裁判員裁判の裁判長を務めています伊名波といいます。今日は司会進行役を務めさせていただきます。

裁判員制度が始まって、ちょうど6年2か月ぐらいになるんですけども、私もこの横浜地裁で今日まで18件担当しましたが、裁判員の皆様は、いずれも真剣に取り組んでおられて頭が下がる思いがしております。

お陰様で裁判員裁判もおおむね順調に推移しているというふうに多くの方から評価されているところなんですけれども、まだまだ改善すべき点がありますし、これからは絶えず運用の見直しをしていかなければならないというふうに考えています。そのために皆様の御意見を伺ってより良い裁判員裁判の実現に役立てていこうとい

うのが、今日の、意見交換会の趣旨です。

ここでの皆様の御意見はその貴重な資料になります。限られた時間ですけれども、皆さんには忌憚ない本音の御意見，御感想をいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

本日は、裁判員裁判の経験があって実際に横浜で裁判員裁判を担当されている検察官，弁護士，裁判官が一人ずつ参加しています。簡単に一言ずつ自己紹介をお願いします。

(検察官)

検察官の中澤です。よろしくお願ひ致します。私は、今年の4月から横浜で公判を担当させていただいていますので、皆様が担当された裁判員裁判の担当では残念ながらないんですけれども、今は、日々より良い裁判員裁判での立証とはどうすべきかということで、考えながら仕事をさせていただいています。

本日は、忌憚のない御意見や、こういうところがもっとあったら良かったんじゃないかというような率直な御意見を聞かせていただいて、今後の参考にさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

(弁護士)

弁護士の山村と申します。言うまでもなく私たちは法廷でいろんなことをやっておりますけれども、評議室に入ることはできません。評議室でどういうことが起きているかというのは、研修で経験したりして、ある程度想像はできるんですけれども、実際のところはよく分かりませんので、今日は経験者の方の御意見をお聞きして、それで今日、弁護士として来ているのは私だけですが、傍聴にも何人か弁護士が来ていると思いますので、得られた情報を共有して、今後の裁判員裁判に生かしていけたらというふうに思っております。よろしくお願ひ致します。

(裁判官)

経験者の皆さん、はじめまして。第1刑事部の裁判官の樋上と申します。この中には事件を御一緒にした経験者の方もおられます。その方はお久しぶりです。私は、

横浜に来て2年と少したちますけれども、おおよそ七件前後の事件を横浜で経験させてもらいました。

裁判員裁判は、それまでの裁判官だけの裁判ではなく、皆さんのおひとりおひとりの考えというものが、裁判の中に反映されて、今までの裁判官だけの裁判にない、より良い、常識に適った説得力のある裁判になっているのではないかなと思っております。今日はこの機会を借りまして、皆さんからのいろいろな経験というものを語っていただいて、これからの仕事に生かしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会者)

では、早速、全般的な感想をお伺いしたいと思います。まず、1番さんと2番さんは同じ事件を担当されたということですが、これは傷害致死の事件で、簡易宿泊所で生活保護を受給しながら単身生活をしている被告人が、面識のない別の簡易宿泊所で生活している被害者と路上で遭遇して、いろいろないきさつはあったようですけれども、被告人が被害者に暴力を振るって死なせてしまったという、事件でしたよね。

争点としては、被害者の背中を折り畳みナイフで突き刺したかどうかということ、それから、被告人が被害者から因縁をつけられたかという、そもそものいきさつのところ、そういったところが争点だというふうに伺っております。じゃあ、全般的な感想でお願い致します。1番さん、どうぞ。

(1番)

この判決が言い渡されるまでの期間、別に悪い意味ではなく、ずっとこの事件のことを毎日考えている感じで、事実があやふやな部分が多い事件だったので、その空白の部分というのを埋めるという、何かちょっとイメージというか妄想というか、そういうところが結構必要というか、その間は何があったんだろうということを考えることが結構多くて。

あとは、やはりふだん使っていない専門用語だったり思考回路だったりというのを

フル活用していたので、ちょっと言葉が悪いかもしれないけれども、充実していた
というか、やって良かったなという感想です。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん、いかがですか。

(2番)

まず、1番さんもおっしゃったように、ふだん体験できないことを体験させてい
ただいたということで、勉強になったなという正直な感想を持ちました。あとは、
これは昨年の4月に起こった事件を昨年の12月の公判に私が参加したということ
で、非常に時間がたった事件のために、当時の状況というか証拠集めも、やはり十
分ではなかったような感じがしました。十分ではない証拠の中で判断をし量刑を決
めるということの難しさを感じました。

裁判員同士で議論をすると、どうしても、事実はどうだったのかという捜査面の
方に頭が行ってしまって、証拠に限界はあるので、その上で判断しなければいけな
いののに、どうしても真実が知りたいという、そういう欲求がすごく強くなりまして、
その欲求不満の中で、本当にこういう量刑判断を下していいのかどうかという、非
常に個人的には葛藤がありました。

あとは、先ほども言いましたように、私ども素人から見て、量刑というのはどの
ように考えたらいいかという量刑判断の拠りどころが、提示された過去の判例のグ
ラフに自分自身が引っ張られてしまって、あれを見なかったら自分はどのような量
刑を下したのかなというところが、なかなか判断は難しいんだろと思うんですが、
そういったものの積み重ねも一つの判例になってくるんじゃないかなというような
考えも若干ありました。

(司会者)

ありがとうございました。じゃあ、量刑のデータのところは、また評議のところ
でお伺いしますね。

続いて3番さんですが、危険運転致死傷、それから覚せい剤取締法違反、窃盗の

事件で、特に危険運転致死傷については高速運転、普通の道路で177キロを出した高速運転ということで危険運転と速度が分からないということで、そこで証拠調べがされたということ。それから、弁護人から異常な生育環境で育ったのでやっていいことと悪いことの区別が付きにくい状況にあったから、その分だけ非難の程度は低下するんじゃないかという、そのような主張がされた事件でした。3番さん、どうぞ。

(3番)

全体的な感想としては、非常にいい経験をさせていただいたというふうに思っております。やはり今回一番考えたのが、幼少期のその環境と、二十歳を過ぎて行った罪に関して、どこまで考慮をするべきかというところは非常に考えました。そこが一番難しかったのと、あとは、論点になったのはスピードのことがほとんどメインで、あとのことに関しましては、被告人もほぼ認めていたというのもありましたので。それと、今、分かっている事実のみでその刑を判断しなくてはいけない。例えば、今回、複数起訴されてまして、薬物もあればスピード違反、危険運転致死傷というのもあったんですけれども、それを犯した時に、薬物をやってなかったか、やってたかとかというのは、どこにも証拠として残ってないわけですね。やってなかったというのもしなければ、やりましたというのもしない。で、本人が言っていたのは、結婚していたからその当時はやっていませんと言ったんですけれども、もともと結婚してなかったという事実が後から出てきたりすると、ちょっと頭の中が混乱するところがあったので。そういうところというのは、裁判は本当にきちんとそういうのも証拠として調べてからやるものじゃないのかなという、勝手な思い込みがあったので、その辺のギャップもちょっと感じたところがありました。

ただ、全体的にはすごくいい経験をしましたし、初めてこういう、法に触れることとか、犯罪に触れることというのに関して、1週間ちょっとぐらいだったんですけれども、もう毎日考えることになったので、今後、そういった事件というのをニュースで見ても、少しは感じ方が変わってきてるなというふうに思っております。

(司会者)

ありがとうございます。続いて、4番さん。強制わいせつ致傷が2件、それから強制わいせつ3件を犯した被告人の事件で、争点は量刑ということだったかと思いますが、どうぞ。

(4番)

この度は貴重な経験をさせていただいて、本当にありがとうございました。本当に多分、一生に一度あるかないかの経験ができたことは、すごく貴重なことだと思っております。

私が担当した裁判は、もともと被告人は罪は認めているというところから始まりまして、量刑の重さが争点ということで、証拠調べ等を経て、評議をして判決になったということなんですけれども、何もかも全てが初めての経験だったので、もう本当に何かいつもいつも新鮮な気分で、通常マンネリ化している生活の中では、とても新鮮な気持ちで、ちょっと言い方は悪いんですけれども、やっぱり楽しませていただいたということと、全然違う考えを持っている皆さんと情報を共有しながら評議やいろいろなお話ができたというのは、とても貴重な経験になりました。

ただ、その中で、後からいろいろと話が出てくると思うんですが、やはり、「ここはどうだったの。」というようなところとか、「え、こんなことで決まるわけ。」みたいな、そういうところを感じたのは事実です。その辺は今後、どうしていかれるのかなというのは、また興味深いところでもあります。

(司会者)

ありがとうございます。続いて、5番さんが担当された事件は殺人未遂、傷害なんですけど、弟の妻に対する殺人未遂、それからそこに来た弟に対する傷害の事実で、被告人が心神耗弱か心神喪失かという責任能力が一つの争点、とその前に殺意があったかどうかということが争点とされた事件だったと伺っています。

(5番)

全体的には、私もやって良かったなというふうに思っています。事務の方も丁寧

に対応していただき貴重な体験をさせてもらったとは思っています。

あと、全体的に、私は六日間出たんですけれども、審理が時間掛かったというのもあるんですけれども、審理に比べると量刑を決めるところが、割合的にはすごく短い時間で決めなければいけなかったというような気がして。まあ、それは仕方のないことかもしれないんですけれども、全体的にはそこがちょっとと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。6番さんの事件は、被告人が二人いて、被告人らの3人組がいて、被害者らの7人組がいて、それぞれ全然関係なく飲酒をした後、3人組が歩いてたら7人組が通行の妨げになっていたので、ちょっと陰悪な雰囲気になって、結局、被告人らが被害者らを挑発して、先に暴力を振るわせて、今回の傷害致死という、事件が起きて被害者一人が亡くなったという、事件でしたよね。

(6番)

まず、すごくいい経験をさせてもらったなと本当に思っています。その中で感じたことなんですけれども、先ほど御説明いただいたように、集団同士のやりとりというところで、被告人以外の証人も、例えば5人とか6人とか順番に証言されているんですけれども、例えばその実際の傷害致死に至る場面の前後数分間を複数の人から順番にいろんな形で聞くと、やっぱり事実が何なのかというのは、それを聞いている中では聞けば聞くほど分からなくなっていくというような状況になっていって、すごくその時は悩んだというか、悩んだというのは言い過ぎかもしれないんですけれども、ずっとそのことが頭から離れなかったという時期がありました。

結局、評議等々で整理していく中で何とか答えを出すというところまではやり切ったので、その点については割とすっきりしたかなというところはあるんですが、ほかの裁判員の方とも一通り終わってから懇談の場を設けたりとかしながら、いろいろお互いにそのメンバーでの意見交換みたいなのもやったんですけれども、扱った事件というのがお酒の席でのトラブルといったような形なので、割と日常によくある、もしかしたら我々自身も被告人になりかねないというところを、参加したメン

バーでも話し合っていて、そこに至らないよう気を付けなきゃいけないですねというような感想は皆さん持っていたところですので、そういった意味でもすごくいい経験だったかなと思っています。

(司会者)

今、言われたメンバーでの意見交換をしたというのは、判決も宣告して、もう全部終わった後、また、別途集まってということなんですか。

(6番)

はい。そうです。

(司会者)

中澤検察官、何かございますか。

(検察官)

皆さん、突然選ばれて、緊張感と心理的負担を感じながらも真剣にやっていただいたんだな、ということがよく分かりました。

(司会者)

山村弁護士。

(弁護士)

個別の話はまたあるかもしれないんですけども、今のお話は、その「後で」というのは、要するに、同窓会みたいなものですか。

(6番)

そうですね。通算九日間一緒にいたというので、割と連絡先も交換し合ったりしながらで、「集まりましょう。」というふうな場を設けました。

(弁護士)

全く、要するに、裁判所は関係なしで、という。

(6番)

関係なしです。実際、その最後に判決が出た日の、その夜だったんですけども。

(弁護士)

打ち上げみたいなものですか。

(6番)

そうですね。打ち上げの位置付けです。

(裁判官)

たくさん悩まれて、証拠の限界というようなお話もありましたし、事実の審理が長くて量刑については余り十分な時間は取れなかったという、そういうお話もありましたので、これから皆様からそれぞれ、どういう点が具体的に悩まれて、もしくは限界を感じられて、こういうふうにしていったらいいんじゃないかというような御意見をそれぞれ聞ければいいなと思っております。

(司会者)

続いて、検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述の点について伺いたいと思います。冒頭陳述というのは、証拠調べを始めるに当たって、検察官、弁護人が、それぞれ証拠によって証明しようとする事実や、これを明らかにする証拠との関係も明らかにするということです。

これによって、冒頭陳述を聞かれて、この事件の争点が分かって、どの辺りに着目してその後の審理に臨めばよいかというものが分かるようなものであったかどうかという観点などについても、ちょっとお聞かせいただければと思います。冒頭陳述全体での御感想で結構です。じゃあ、1番さん。

(1番)

冒頭陳述の分かりやすさからいうと、私が経験したものに関しては、全くよく分からなかったというのが一番の感想で、裁判官の方々からも、翌日のその証拠調べとか質疑応答が入ると流れが見えてくるので、分かりづらいかもしれないというお話はあったので、分からなくてもしょうがないのかなという気持ちには、最後、1日目終わった時にはなったんですけども。

(司会者)

まず、検察官の冒頭陳述はどうでしたか。

(1 番)

両方とも、ただの文字，言葉で，おっしゃられていて，この事件が一体どういうものかという流れを知らない，ざっくりとしか分かってない段階で，こういう量刑がいいですみたいな，その争点みたいなところしかなかったので，結局，何がどうなってこの人たちはこういう話をしているのかというところが，ちょっと曖昧というか分かりづらかった部分があります。弁護士側もそうですし，検察官側もそうですし，お互い何か，難しいというか，裁判官とかよくわかっている方に関しては，ずっと入ってくるようなお話だったのかもしれないんですけども，初めてそこに座って，そういう専門的な話を聞く私にとっては，話をまず聞くということではいいっぱいで，難しかったです。何も話が見えないというか，何の話をしているのだろうか，というところが結構多かったです。

(司会者)

それは弁護人も同じですか。

(1 番)

そうですね。両方ともそんな感じ。

(司会者)

2 番さん。

(2 番)

初日に，その前提知識のない中で，いきなり冒頭陳述からスタートしたものですから，先ほどの御意見にもあったように，どこまでを記憶してなきゃいけないのかとか，どの辺までの詳細なことを記憶してメモしておかなきゃいけないのかということで，一所懸命メモすることに集中し過ぎて，結論からいうと，その後の控え部屋に帰ってからの裁判官からの説明で，徐々にその事件の全容というのは分かってきたんですけども，最初の冒頭陳述の時点では，どのような形で公判が進んでいくのかというのは全く見えない状態でしたので，そういう意味では非常に頭が混乱したというのが実情です。

ただ、検察官も弁護人も、我々素人に分かりやすいように説明してくださっているというのは分かりました。時折、聞き慣れない言葉が出てきますが、全体としての話については、素直に受け取ればいいのかなどというふうには思った次第です。

(司会者)

1番さん、2番さんは、事件の流れ自体についても一応、犯行に至る経緯と犯行状況とかいう形で、明らかにはされるということかと思うんですけども。そのところがなかなか入ってこなかったということなんでしょうか。

(2番)

後から考えると検察官も非常に理路整然と順を追ってお話をされてたというのが分かったんですけども、いきなりこう、その場に立ち会うと、どこから始まって、どういう流れで帰着するのかということが分からない。分からない中で聞いているので頭が混乱し、緊張と混乱で非常にパニックになったという感じですかね。だから、普通の神経で聞いていれば理解できたのかもしれないですけども、緊張もあって非常に難しく考え過ぎたという面はあるかなと。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、3番さん、どうぞ。

(3番)

まずは、検察官、弁護人の方の冒頭陳述、両方とも分かりやすかったと思います。基本的にどういったところが論点になって、それに対して情状酌量の余地とかというところで争っていくんだらうなというのは、すぐに何となくイメージはつかめました。

ただ、今のこの質問でお話することかどうかというのが分からないんですが、ちょっと時系列的に、平成23年に起きた交通事故が一番メインで、平成27年に話されていたというのが、何でこういう時系列になったかとかという説明が一切なかったの、そこはなぜなのだろうというのが。量刑に対して影響するかどうかというのは別としてですね、ちょっと何か我々の頭を整理させていただけるような説

明を少し入れていただけてもよかったかなというようなのはありましたし、我々みんなが、ちょっとその辺は、「何で、今、なんだろうね。」というような意見は、皆さん持っていらっしやいました。

(司会者)

ありがとうございます。どういった点に注意して証拠調べを見聞きしていったらいいかということは、それは分かりましたか。

(3番)

それは、分かりました。

(司会者)

4番さん、どうぞ。

(4番)

冒頭陳述については、検察官側も弁護人側もペーパーもくだけまして、ペーパーを見ながらの説明だったので、とても分かりやすかったです。検察官側はきちっと時系列に並べて、全部で5件の事件があったんですが、その5件の事件の内容も箇条書きで書いてあって、一番最初が一番重たくって一番最後が軽めになってきた、みたいなそういうような系列、内容も分かりやすかったということと、弁護人側の冒頭陳述についても、どこを論点に置いてほしいというような気持ちがすごくよく分かって、それによって今後の証拠調べで、「皆さん、よくちゃんと見てくださいね。」みたいに感じました。そういう意味では、どちらもとても分かりやすく理解できました。

(司会者)

5番さん、どうぞ。

(5番)

今、ここに資料を見返しているんですけども、検察官側は1枚もので、弁護人側が20枚以上、スライドを使っていたということで、何というかバランスがちょっと対照的で、ちょっと弁護人側の方が情報量が多過ぎて分かりづらかったという、

今、記憶があります。

(司会者)

検察官はA3の1枚で、左と右にそれぞれで、情報量は、文字の数はそんなには多くないという。

(5番)

そうですね。

(司会者)

弁護人は、これパワーポイントか何かでつくったんですかね。

(5番)

そうですね。スライドで。

(司会者)

20枚以上はありますね。スライドで見ながら聞いて、どこに着目したらいいかということについてはどうですか。

(5番)

やっぱり検察官側が割とコンパクトだったので、弁護人側ももうちょっところう、手短と言うか、ポイントを整理した方が分かりやすかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。6番さん。

(6番)

検察官の資料はすごく整理されていて、分かりやすい過不足のない的確な資料だったと思います。被告人が二人いてそれぞれ弁護人が付いているという状況が、多分そこが特殊だったからだとは思いますが、それぞれの弁護人から出てきている資料というのが、検察官の資料が全体を網羅しているのに対して、印象としては、ちょっと担当している被告人の論点に偏り過ぎている印象がありました。

逆に言えば、ちょっと情報は少な過ぎるんじゃないかなというのが、こちらの事件での弁護人の資料に対する感想です。

(司会者)

これは、どちらの被告人の弁護人についてもということでしょうかね。

(6番)

そうです。情報量的に、はい。

(司会者)

一方の弁護人の冒頭陳述メモはA4で1枚、もう一方の被告人の弁護人は、文章方式で2枚。で、検察官の冒頭陳述と対応してない感じということですか。

(6番)

対応関係でいうと、多分、部分的には対応しているんだと思うんですけども、全体を網羅した検察官側の資料とはちょっとカバーしてる範囲が狭いというか、偏っているというか、そういった印象がありました。

(司会者)

ただ、そこの部分については着目してください。という話ではあったんですか。

(6番)

恐らくそう。ええ。論点に絞って、ということだったとは思いますが。

(司会者)

中澤検察官、何かございますか。

(検察官)

1番さんと2番さんに教えていただきたいんですけども、今、裁判が終わって振り返ってみて、その事件の冒頭陳述が分かりにくかったのはなぜかということについて、こういうのがあったらとか、こうだったらもっと分かったのにとというのが、あるとしたら、どこになりますかね。

例えば、その冒頭陳述というものの性格、性質についての説明が足りなかったの で心構えができなかったということなのか。あるいは、その事件の中身についての説明が冒頭陳述で足りなかったからなのか。その辺りはいかがでしょうか。

(1番)

まず、冒頭陳述がどういうものかというその性質みたいなものを、私があまり把握していなかったというのも、多分理解が進まなかった一つではあるかと思えますし、検察官側の方も弁護士側の方も分かりやすく裁判員向けに説明されているなどという、その姿勢というのはよく分かったんですけども、こういう経緯で、こういう量刑がいいですって、起訴しましたという検察官側と、心情というわけでもないですけども、そこに訴え掛けてくるその弁護士側と、違うベクトルでやってこられてしまったので、どっちの話、どこに私は視点を置けばいいのかというのもちょっと悩んだポイントなのかなって思いました。

(2番)

今から考えれば、冒頭陳述が分かりにくかったという思いは、ないんですけども、当日の、初めて法廷で話が始まったということの戸惑いですね。その部分が、文字どおり戸惑いという形だったことは確かです。ですから、冒頭陳述から、どういう順番でこれから公判が進んでいくかという予備知識がなかったものですから、この冒頭陳述を聞いて、我々は次に何を考えないといけないのかというところの心の準備ができてなかったので、非常に、分かりにくかったというよりは戸惑ってしまったという、慌ててしまったという方が正確な表現かなと、私の場合は思います。

(司会者)

中澤検察官。

(検察官)

ありがとうございます。実は、私たち、何件か裁判員裁判の方を担当させていただいているんですけども、裁判員の皆さんが選ばれた後に、実際に法廷が始まるまでに、裁判官からどれくらいの手続の説明を受けているのかって、全く分からないわけですね。例えば、冒頭陳述、まずは検察官側からトップバッターでやらせていただくので、冒頭陳述というのはこういうものですよというのを私たちが説明していいものかどうなのかというところも、ちょっと迷いがふだんあるんですね。その辺は実際、どうされているのか裁判官からの御説明でもいいのですが、どうあつ

た方がよかったなというのが、もしあれば、何番の方でも結構なんですけれども。

(4番)

今、言ったお話なんですけれども、私たちがやった裁判の場合には、この裁判が始まる前に、裁判官から簡単なスケジュールの説明と、冒頭陳述とはこういうものですよとか、証拠調べというのはこういうものですよという、ざっくりですけれども、イメージがつかめるような情報は得られました。なので、私としてはとても分かりやすかったと思います。

(弁護士)

「始まる前に」とおっしゃいましたが、「前」というのはいつのタイミングですか。

(4番)

初対面じゃないですけれども、選任手続がありますよね。その時にもちらっとあったかもしれないですね。で、その後、いつからですよって言われて、その一番最初のこの冒頭陳述が始まる時の。

(司会者)

第1回目の前ですよ。

(4番)

第1回目の前の時にも、たしかぎりぎり集合ではなかったと思うんですね。

(司会者)

30分ぐらい前に集まって。

(4番)

そうですね。その時に、「今日は、まず冒頭陳述がありますよ。」みたいな、私たちに向かってお話がたしかあったと思うんです。ちょっともう記憶もあいまいですけれども。

(弁護士)

4番さんの事件は第1回目が10時から始まっているということは、選任はその

前日でしたか。前の日ですか。

(司会者)

もうちょっと前かもしれないですけどもね。

(弁護士)

いずれにしても、選任されて、自分が裁判員裁判の裁判員になるんだというのが決まった後に、何日かあったということですよ。その、今のお話は、選任された直後に、手続全体のオリエンテーションがあったというふうに考えていいのですか。

(4番)

多分、裁判が火曜日から始まっているので、前の週の金曜日だったと思うんですね。なので、土、日、月と3日間ありましたし、一番最初に選任された時に、ざっくりの起訴状みたいなのはなかったでしたっけ。

(司会者)

あります。

(4番)

ありますよね。なのでイメージはつかめてたような記憶があるんですけども。何か一番最初の時にも、画面か何かで、今回はこういうものの裁判ですよ、みたいな、抽選で選ぶ時にも。

(司会者)

選任手続の時ですよ。

(4番)

ええ、その時にもざっくり何かはあったような気がするんですよ。だから、何となく、ああ、こういうものをやるんだなという予備知識というか、そういうのがあったように記憶しています。

(弁護士)

今の、冒頭陳述というところに焦点を置いて、検察官の冒頭陳述がどうか、弁護人の冒頭陳述がどうか、というのもいいんですけどもね。私は、今、先ほどの2

番の方でしたか、そもそも構えが十分じゃなかったんで戸惑ったのがというのが正確なところだみたいなお話をされてましたよね。だから、裁判所側のオリエンテーションはどこまでできているのかというのが、非常に気になりますね。

そもそも要するに、全く異次元の全く知りもしなかった世界に入ってきて、「あなたは裁判員です。」と、しかもこういう部屋じゃありませんからね。法廷なんていうところに入って、あんなのテレビで見たことはあっても、おおよそ実物を見たことなんてない方があそこに入って、話を聞くということだけでも相当異次元の経験で、そこで分かりやすいかどうかというのは、要するに、プレゼンテーションする側の問題もあるけれども、それを聞く側の構えというか、受容する能力が、どこまで要するにちゃんと整っているかということが、かなり大きいように思うんですよ。

そうすると、先ほど検察官もおっしゃってましたけれども、我々は要するに、裁判所がどれだけのオリエンテーションをしているのか、よく分かりません。何より、冒頭陳述もさることながら、これから始まる刑事裁判、特に裁判員裁判というのが、どういう流れで行われるのかどうかというのを、よくお話をさせていただいて、その位置付けとして冒頭陳述というのはこういうものだということを、そこは正直言って、かなり時間を掛けていいように思うんですが、そういう時間を掛けて説明をした上で、裁判員の皆様に裁判員裁判に臨んでいただく。そういうことをしていただきたいような気がします。

(4番)

今、思い出したんですけれども、いつだったかは忘れちゃったけれども、実際に行う裁判所、何というんですか、場所。

(司会者)

法廷。

(4番)

私たちが座る法廷、あそこも見せていただけました。

(弁護士)

選任の後ですか。

(4番)

そうですね。

(司会者)

オリエンテーションの中ですね。

(4番)

だから、それも、「ああ、ここに座るんだな。」とか。見たこともなかったの
で。広さとかそういうのもイメージとしてつかめたというところがありますね。

(司会者)

樋上裁判官からも。

(裁判官)

分かりやすかったというふうな御意見もある一方で、分かりにくかったという
ふうな御意見もあって、冒頭陳述でメモとして配られる紙というのは、これは、最低
限理解していただくということで手元にあるという紙に過ぎず、実際は、法廷でし
ゃべる内容というものを実際に聞いて、「ああ、これからは、こういう証拠調べが
あるんだな。」というようなことが、出だしとして分かるようなものであればいい
なと思うんですけれども。

その際に、例えば、検察官が説明する際には、有罪を立証します。事実はこちら
です。で、さらには、刑の重さもこういうふうに説明します。というふうな形で、仮
に口頭でプレゼンが行われたら、その後で弁護人が、検察官がこういうふう
に述べたことに関連して、こういうふう
に立証しますというふうにかみ合わせて、法廷で
冒頭陳述をして、手元に残っている紙は、その話した内容で最低限理解してもら
うものとして手元に残すというふうな形にして、情報量を適切に別途、増やしたり減
らしたりすればいいんじゃないかなと、聞いていて思いました。

(2番)

私も、今、振り返ってこの資料を見返しながら、ちょっと自分の中で混乱していた部分がありまして、冒頭陳述の後に証拠調べがあったと思うんですけども、その部分も含めて、難しかったと先ほど言ってしまった可能性があるのですが、冒頭陳述そのものに関しては、それほど難しいとは思わなかったというのが本当だったかもしれません。

証拠調べの時に、いきなり、何とか病院の何とか医師の証言はこうでしたとかというのがざっと出てきた時に、非常に医学的な用語とかが出てきて、それを一所懸命にメモしているというような状況が、もう半年以上前なんで、ちょっとその辺の状況が自分の中でも記憶が混乱してしまったんですけども。そういうことで第1日目としては、非常にパニックに陥ったというのは、冒頭陳述だけではなくて証拠調べも含めての印象を語ってしまったかもしれません。

(司会者)

じゃあ、証拠調べの方に入りましょうかね。証拠調べは、検察官が請求した書面で弁護人がこれを証拠とすることに問題ないとしたものについては、書面の証拠調べが最初に行われるのが通常なんですけども、その書面の証拠調べが分かりやすいようなもの、なぜこういう証拠を調べるのかというその意図なども分かり得るものであったかどうかということ。それから、続いて証人尋問とか被告人質問が行われるかと思えますけれども、その尋問、質問が、なぜこういう尋問、質問をしているのかということが分かるような尋問、質問であったかというようなところなどについて、お願いしたいと思います。じゃあ、3番さんから。

(3番)

先ほどももしかしたら関連することを少し言ってしまったのかもしれないんですけども、なぜそういう質問をしているかというところに関しましては、意図は理解できたと思います。ただし、なぜ聞かないのかなというふうに思ったこともありました。多分、証拠として出てきてないのかなというふうな想像をしながら、なぜしないんだろうなというふうに感じていた時はありました。

衝撃的な証拠とかそういった写真というのは、私の場合は衝撃的なものはなかったもので、そこに関しては一切、衝撃を受けるようなものとかトラウマになるようなものはありませんでした。

(司会者)

人が亡くなった事件ではあったんですが、そういった衝撃的な証拠はなかったということでしょうか。

(3番)

そうですね。写真とかそういう意味での衝撃的な何か、御遺体を見なければいけないとか、傷口を見なければいけないというのではなく、事故後の車を見た程度でしたので、衝撃を受けるそういう画像とか動画というものはなかったです。ただし、遺族の方のお話というのがありましたので、それは結構やはり響くものがありました。

(司会者)

書面の方の証拠はどうですか。スピードが問題になったとかありましたけれども。

(3番)

スピードは問題になっていたのですが、科警研の方が来ていただいて証人になってお話をしていただいた時に、やはり機械的なもので証拠として残っているものがありましたので、それは信用できるのではないかなというふうに思いました。

(司会者)

科警研の人の話が分かったかどうかという、分かるような質問がされたかどうかという点はどうか。

(3番)

専門用語はところどころ出てたんですけども、内容としては分かるような説明をしていただいたと思います。

(司会者)

では、4番さん。4番さんの場合は、五つ事件があってもいずれも性犯罪で、争い

がない事件だったので証人尋問はされなかったんですか。被害者とか目撃者が出てきて証言をされるという。

(4番)

ないですね。

(司会者)

では、これは5件あったんですけれども、事件ごとに審理をされたんでしょうか。

(4番)

そうです。

(司会者)

1件ずつですか。

(4番)

1件ずつ、事件ごとに証拠調べという形で。

(司会者)

書面の証拠を調べて、被告人質問をしてという、これを5回繰り返した。何回か繰り返したということなんですかね。

(4番)

そうですね。

(司会者)

じゃあ、ちょっと御感想と御意見をどうぞ。

(4番)

証拠調べで、写真で見たのは、1番目の被害者の洋服が破けている姿だったり、ちょっと青あざができてたりという、そういう写真だけは見ました。あとは、証言者、要は被害者側の証言に基づいて、あとは被告人の証言に基づいて警察の方たちが警察官、被害者、被告人になり、こういう形で触りましたとかそういう感じのものが5件、見せられたということなんですけれども。ある意味、証拠って何というか、よく私たちが思うのは、指紋があったとかそういうようなことだと思ったんで

すけれども、この場合には、お互いの証言が一致してますというところの証拠になっているんだなというのが、何となく最初のうちは、「何、これが証拠なのかしら。」というようなイメージがあったんですけれども、後から、何となくそれが分かってきたという感じでした。

要は、例えば、場所が写真で写って、道路が写って、ここからこうやって行きましたよみたいな矢印が写ったりして、それが証拠ですみたいな感じでのお話だったので。5件とも全てそういう感じでした。

(司会者)

一応、書面なり、写真とか図面とかの証拠だということですか。再現してる様子の写真とかもあってということなんですね。

(4番)

はい、そうですね。それが分かりやすかったかと言われると、理解はできました。分かりやすいというか、分かりましたけれども、そういう証拠もあるんだなということに改めて感じました。

(司会者)

それで、被告人質問などは、どうですか。質問の意図が分かるような質問であったとか。

(4番)

3番の方も言ってたんですけれども、質問している意図は分かりましたが、どうしてここは突っ込んで聞かないのかなとか、どうしてこういう質問はしないのかなというのは、ちょっと思うところがありました。それは、裁判員の中でも、「何であれは聞かなかっただろうね。」みたいな感じでもちょっと皆さんもそう思ったというところはあったみたいです。

(司会者)

そういう場合に、裁判所から補充して聞くということもできるんですけれども、補充して聞いたりもしたということですね。

(4番)

そうですね。はい。聞いたりもしました。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、5番さん。5番さんの事件は、特に殺人未遂で被害者の方は生きておられるんだけれども、なたを被告人が振りおろして、右手首が切断したとかそういうような事件だったようですが。

(5番)

この事件で、結局、被告人はその事件当日のことを覚えてないというふうに主張していたんですよ。それに対して、弁護士側が、要は責任能力がなかったということを実証するために、かなり精神病に関しての専門的な薬物についてのいろいろな説明するんですけども、そこがやっぱり情報量がたくさんあって、聞いている方はなかなか理解できないというのがありましたね。

(司会者)

これは、捜査段階で鑑定をした先生でしたかね、精神科医の先生が証人として来て、あと判決書に四つぐらい病名が出てきて、診断したというふうにその精神鑑定を捜査段階で行った方が証言をしておられたようなんですが、そういった辺りがなかなか。

(5番)

そうですね。何か、結局、謎な部分が多くて、結局、これは家族で起こった事件なんですけれども、やっぱりその兄と弟で争いがあるわけなんですけれども、兄が被告人だったんだけれども、弟の証言なり結局、そういうのを基にして判断するしかなかったというのがありますね。

(司会者)

まず、その精神科医の話というのは、聞いていてどうでしたか。

(5番)

それもかなり難しかったと言えば難しかったんですけども、ただ、それにも増

して、弁護人側の説明の方が分かりづらくて、ちょっと疲れてしまったというのがありました。

(司会者)

弁護人側の説明といいますと。弁護人の反対尋問ですか。

(5番)

そうですね。

(司会者)

それから、衝撃的な証拠もあったように伺っていますが。

(5番)

それは、傷を。

(司会者)

右手首がどうだったかということ。飛んだんですよね。

(5番)

そうですね。手術でくっついてはいたんですけれども、それを見た方がいいかどうかという話になって、見ましょうかということになったんですけれども、公正な判断のためには見た方がいいとは思うんですけれども、ちょっと後でくらくらとしたので、それは、何というんですかね、もうちょっと準備が必要だったかなというような気はします。

(司会者)

それは、写真を見たんですか。

(5番)

いいえ。被害者の方が法廷に来て、その傷を見せてくれたんですよ。それをモニターで見たんですけれども。

(司会者)

証言台のところでカメラか何かで撮ってですか。

(5番)

そうです。あれモニターですよ。

(司会者)

書画カメラか何かで。

(弁護士)

要するに、実際に法廷にいらっしゃる方がその手首自体を。

(5番)

そうです。

(弁護士)

書画カメラというのは、その証言台のところにある写す機械ですが。

(5番)

傷をモニターで見たということです。

(弁護士)

変な話、1回、飛んじゃったものを縫合したという。

(5番)

そうですね。くっついてはいましたけれども。

(司会者)

くっついてはいる状態ではあるんですね。

(5番)

そうです。

(弁護士)

くっついてはいるということは、それだけ見ても、惨劇の状態は分からないじゃないですか。その切られちゃったところとかの写真とかはあったんですか。

(5番)

いや、それはないですけれども。話を聞いていて、要は、皮1枚でくっついていたと言うんですよ、その時は。それを病院に行って、手当はしてもらったということなんですけれども、その当時は、3本はまだ動かさない状態だったはずですよ。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、6番さん。傷害致死ということで、衝撃的な証拠があったのかどうかということ。あと、解剖医の方の証人尋問とか行われて、それが分かりやすいものであったか。

(6番)

そうですね。衝撃的な証拠というところでは、司法解剖した際の写真を加工したものをモニターに映して裁判員で見るという場面はありまして、一応、事前に当初の予定から証人に監察医の方を呼んでそういう場面がありますよと事前説明はあったので、心の準備もできていたため、参加した裁判員の方、皆さんそれが心理的に負担になったりというところはあまりなかったような印象です。監察医の方の証言等も割と分かりやすく、検察官、弁護人の補足説明もあり、分かりやすく聞けたかなと思います。

その他の全体的な証拠調べに関しては、程度の差はありますけれども、総じて証拠請求の理由だったりとか意図だったりというところは、まあまあ分かることができたかなとは思いますが。

一方で、証人の人たちが、実際に裁判の半年前の夜中に起きた、特にお酒を飲んだ上での事件だったということもあって、細部を聞き出すと、どうしても部分的にはちょっと整合が取れないところとかも出てきたりしている側面も一部見受けられました。そこを追及するやりとりというのが、意図は分かるんですけども、証人の人に私は同情してしまう面がありました。そこを聞かれてもなかなか答えにくいだろうなというのが率直な感想でした。

(司会者)

証人が多数いたということですね。その場合、聞いている側としてどういうものなのかという。

(6番)

先ほども全般的な感想のところでお伝えしたとおりで、同じ場面を何回もいろん

な角度で聞いてはいるものの、やっぱりニュアンスがちょっと違ってきていたりとか、あるいは立場で、割と違う表現になって、正反対の表現になっていたりとかというところが時々あったりはしたので、全体を通してちゃんと整理するところまでは、かなり混乱していたというのが率直なところです。

(司会者)

どの証人がどういうことを証言したかというのは、どういうふうに整理されていたのでしょうか。

(6番)

各証言の段階では、もうひたすらそれぞれメモを取ってというところで、多分この後の評議のところでの話になるかとは思いますが、そこを全部の証言をおさらいするところで、裁判官が支援してくださって、こういうことでしたよねとホワイトボードに全部、合計七、八枚のホワイトボードを使いながら、一通り網羅する形で記載していただけたので、それで割と頭の中での整理がついたかなというところですね。

(司会者)

じゃあ、1番さん。

(1番)

証拠請求とか尋問、質問の意図に関してはよく分かりました。こういう答えを引き出そうとしているためのこの質問なんだろうなというのは、すごい分かったんですけども、今回、私がかかわった事件の被告人が精神障害の方で、どれぐらいの精神障害なのかというのが論点の一つではあったんですけども。そういう被告人であったがためなのか、弁護士、検察官も、意図せぬ答えが出たりとかという部分があったりして、そういうこともあるのかというところはありませんし、皆さんもおっしゃられてたように、証拠として挙がってきた写真とか、その論証の裏付けの写真とかで、何でもっとこういうふうに撮らなかったんだろう。とか、この角度じゃ分からないよね。って思うものは多々ありました。あとは、証拠として挙がって

きてないから、証拠が見つけれなかったのか、もしくは、挙がってこなかったということは証拠としては必要ないものとして検察官側は判断したのかなというところはあったんですけども、でも、裁判員としては欲しい。ここは何で証拠として挙げてこなかったんだろうかという部分とかは、多々ある事件だったなって思います。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん。

(2番)

検察官、弁護人の方の証拠の請求と、尋問、質問の方向性というのは分かりました。証拠ですけども、1番さんと重複する部分もあるかと思うんですが、やはり公判からさかのぼること8か月前の警察の捜査段階の証拠しかなくて、目撃者の証言も、その当時の警察が聞き取った内容しかなくて、目撃者は現在、行方不明でそれ以上聞けないというような状況の中で、非常に矛盾のある証言を提示された中で判断だったので、ちょっと分かりづらかったかなと。あと、そういう証拠の中から事実関係を推測するのが非常に難しかったということがありました。

それと、先ほども出ましたけれども、精神科医の証言ですね。これがどの程度、我々の判断の材料にすべきものなんだろうかということが、予備知識としてなかったものですから、これを過大に取る必要があるのか、それともそれほど気にしないでいいのかというところは、ちょっと素人ながらに分からなかったということです。

(司会者)

それは証人尋問としてということですね。書面の証拠を朗読されたものではなくて。

(2番)

そうです。証人尋問です。

(司会者)

だから、これをどういうふうに争点に結び付けて考えていいのかという、そのの

ところですか。

(2番)

そうですね。精神障害だった場合に、どのような症状が起こるのかということもイメージしづらかったということがありました。それを一般人と比べて、どの程度、犯行に影響があったのかどうかというところが、全く分からなかった、判断つかなかったということですね。

ただ、後日だったかな、ちょっと記憶が曖昧になっているんですが、その証人として出廷された精神科医の方の言葉によりますと、この精神障害の影響が、犯行を抑止しようという気持ちに歯止めが掛からなかったということに影響している可能性があるというふうなお話だったので、何か分かったような分からないような話だなというような感じですね。私の判断の中にこの証言をどのように反映させたらいいのかなというところは迷いました。

(司会者)

ありがとうございます。中澤検察官、何かございますか。先ほどのここまでのお話の中で。

(検察官)

4番さんにちょっと教えていただきたいんですけども、事実には争いのある事件の立証というのも、これまたいろいろ工夫とか難しい問題が日々あるんですけども、一方で、事実には争いのない事件で、どういうふうに端的に起こったことを理解していただくのかというのも、またこれも非常に難しいといつも思っておりまして、先ほど、4番さんからイメージしていたのと違う証拠が出てきたということがおっしゃられたんですけども。例えば、こういう証拠があったら、もっと分かりやすかったみたいなのが、もしあれば教えていただければと思うんですけども。

(4番)

実際に被告人にその場で尋問みたいなのをした時に、ほとんどの場面を覚えてないというふうに言っていたんですね。その中でいろんな地図が証拠として出された

というところが、やっぱり何か矛盾というか。被告人本人からそういう言葉が出てくれば、それが一番の証拠になるのかなというのは何となく思うところなんですけれども。

でも、それは後になってから皆さんで話し合っている中では、事前にいろいろな取調べとかいろんな中で、多分言ったので証拠として出てきてるんですよという感じで言われたんですけれどもね。ほとんどが覚えてない、覚えてないという感じだったので、みんな矛盾を感じました。

あとは、今、思い出したのが、証人として弁護人側が勤務先の社長さんをお呼びしたんですけれども。そこも、何で呼ばなきゃいけないのかなと思いました。例えば被告人が刑に処して出てきて更生するときに、その社長が、必ずあとを見ますよというようなことを言わせるためだったとは思いますが、何か私の記憶では、あまりそこら辺を確実な線で押さえをしてなかったように思えたので、だからそこは何で社長が出てきてという。

それよりも、事件そのものの原因が、元交際していた女性のことがいっぱい被告人から出てきたんですけれども、なのにその女性の証言とか、女性から得た事実みたいなのが何もなかったというところは、多分おっしゃったように、そういう論点の違い、要は、罪は認めているから、そこはもう要らないんだよというところだと思いたいですけれども。ただ、それによってやっぱり本人が犯したそれが重いか軽いかというのの裁量には入るのかなというのが、ちょっと私たち、裁判員の中では思ったところだったんですね。だからそこは、何で出てこないんだろうねみたいな話がありました。

(司会者)

山村弁護士、何かございますか。

(弁護士)

3番の方で、これは私が弁護人として担当したのでちょっとお聞きしないわけにはいかないんですけれども、先ほどの中で証拠調べのお話として、分かることは分

かったけれども、何でここを聞かないのかと思う部分があったというお話がありました。これはどんなところですか。覚えてらっしゃいますか。

(3番)

そうですね。結構もう時間がたってしまっているんで詳細には思い出せなかったりするんですけども、例えば、それは事実としてもうちょっと余りにも古過ぎて分からないのかもしれないんですけども。事故を起こした時に飲酒をしてたとかしてないとか。あとは、薬物を使用してたとかしてなかったかというところの話って、一番最初に質問としては出てなかったと思うんですよ。証拠の中にも全く記載されていなかったというところで、それはしてなかったのかなということだけなのか分からないですけども、ただ、事故の時に、少なくとも、病院に搬送されてるわけですよね。そうすると、医学的にたしか何か検査をした時にそういうような反応は出てませんでしたとか、出てましたとかという証拠くらいはあってもよかったのかなというようなところは、疑問を持ちました。

(弁護士)

聞いてて気になったということですかね、その辺が。

(3番)

気になりましたし、その時の精神状況というのがどうだったのかなという。証人の方がいて、アルコールは飲んでいませんでしたとかというのもありましたし。本人もアルコールは飲みませんでしたとかというのも、それは皆さん一致してあったので、そこは多分違うんだろうなとは思いますが。

(司会者)

どっちかというと、検察官がなぜ出さないのかという、そういうことですよ。

(弁護士)

そういうことですかね。

(3番)

そうですね。なぜそこを追及してなかったのかなとか、出さないのかなという

ころが。

(弁護士)

その辺は評議の中で多分お話があったのかもしれませんが、要するに、仮にお酒を飲んでたり薬物を摂取してたりしたら、当然その量刑的には悪い方に働きますよね。あるいは別の犯罪が成立するかもしれないし。そういうことがもしあるとしたら、それを立証するのは検察官ですね。それをしなかったということは、検察官がそれを問題にしてなかったということじゃないかと思うんですが。

(3番)

そうですね。そこはもう争うことをやめたのかなとかですね。

(弁護士)

争うというか、そういう主張をしなかった。主張をするに足る事実関係がなかったと。

(3番)

というふうに認識しました、勝手に。あとは、証人に関してなんですけれども、被告人の方の証人として、例えば、更生というところが出てくると思うんですけれども、生い立ちとかもいろいろあって。更生するのに当たって、誰が面倒を見ていく。じゃあ、きちんと出て、刑期を終えた後に見て、責任とかそういうのを取るといっても成人なんでおかしいんですけれども、バックアップをしてくれる、サポートしてくれるといった意見を言いに裁判まで来られなかったというので。そうすると、逆にそういうことはしていただく可能性は少ないのかなというような印象を持ちました。

(司会者)

評議について御意見を伺いたいと思います。評議の中でも事実が争われてるか、事実認定などの評議があるわけなんですけれども、有罪ということになれば、量刑評議に入るかと思います。

皆さん、量刑評議はされてるかと思いますが、評議の中でも量刑評議について

まずちょっと御意見を伺いたいんですけれども、量刑評議に先立っては、裁判官の方から量刑の基本的な考え方が説明されたかと思うんですけれども、それを理解できたかどうかということなんですけれどもね。これからこういう考え方でやるんだなということを、ずっと理解できたかどうかということなんですけれども。4番さん、いかがですか。

(4番)

基本的な考え方の説明をしていただき、何かグラフとか表を入れていただきながら説明をしていただきました。それに対しては説明の内容は理解できました。すごく幅が広くて、たくさんのケースの中で、今回、自分が受け持ったケースがまあ大体どの辺かというのを、これを見ていただければ分かるかとは思いますが、というようなニュアンスのお話はされてましたので、ただ、そこを強制的に、そこら辺になるんですよ、みたいな雰囲気は全くなかったんで、それはとっても良かったと思いますし、ただ、全然やっぱり内容によって幅が違うんだなというのが、改めて分かったという感じでしたね。

(司会者)

量刑の基本的な考え方を裁判官から説明するというところなんですけれども、これは刑法の解釈に当たる部分なので、解釈は裁判官がやるということになっていますので、そこは裁判官から説明するという、そういうことにはなっております。そういうことで、量刑の基本的な考え方については量刑評議に先立って説明をさせていただいているんですね。5番さん、いかがでしょう。

(5番)

説明もあって良かったと思いますし、そういった統計的なものも見せてもらって、大体ここからここという判断ができたので、それは良かったと思います。

(司会者)

6番さん。

(6番)

丁寧に説明していただいたお陰で、大体理解は深まったかと思います。

(司会者)

1 番さん。

(1 番)

説明もきちんとありましたし、ちょっと話とか考える時間とかがあったりとか、評議をした合間合間にその基本的考え方の提示を、ここが大元ですからねって。やっぱりこうやり慣れてないというか、考え慣れてないと、どうしても被害者側になるというか、どうしても罪を重くした方がいいんじゃないか、みたいな自己勝手な判断に走りそうになると、いいタイミングで、被告人にとって一番いい量刑を、というふうにおっしゃってくださったので、ああ、そうだよ、と立ち戻ることが何回もできたので、すごいそこは良かったと思います。

(司会者)

2 番さん。

(2 番)

裁判官の説明は非常に理解しやすかったです。それがなければ恐らく自分1人で量刑を考えろと言われても、多分不可能だったと思うんですけども。なおかつ、今回の事件が、再犯だったんですよね。傷害致死の再犯だったので、過去の事例で2回目の事例がこういう事例があって、その時もこういう量刑でしたというような説明もありまして、そこは大変参考になったと。逆にそれに引っ張られたという、先ほども申し上げましたけれども、自分では引っ張られた可能性はあるなというふうには思いますね。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、3 番さん。

(3 番)

量刑の基本的な考え方の説明に関しましては、非常に分かりやすかったと思います。かみ砕いて説明していただいたというふうに思いますので、そこはまず大きく、

次に中くらいで、最終的にこう絞って、そこで決めるというような形で説明していただいたので、なるほどそういうような言い方をするんだなというのは、非常に理解しやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。今、出ましたけれども、統計、データとか量刑のグラフとかというものも評議の際に使われたと思うのですが、このグラフをこういうふうに使ったらいいんじゃないかというような御意見とかがあれば。グラフの山だけを見て、多分、裁判長のやり方にもいろいろあるかと思うのですが、山だけを見てこの事件が重い方か真ん中か軽い方かという、そうやる方もおられれば、重い方を少し見て真ん中を少し見て軽い方を少し見て、そういうやり方もあるかと思うのですが、ちょっとこの辺も守秘義務にかかわるところなので、こういうふうに使ったらいいんじゃないかというふうな言い方で、御意見があれば。こういうふうにやればより分かりやすくなる、量刑については意見が述べやすくなるんじゃないかなとかというのがあれば、言っていただければと思うのですが。

(裁判官)

ちょっと補足させていただきますと、例えば、4番さんが経験された事件の判決を見まして、「2件の強制わいせつ致傷の犯行に及んだ事案の中では、中程度を若干下回る部類に属する。」というふうに判決に書かれてあって、これは、2件というふうに枠を量刑グラフなどの統計データで、2件だけちょうどというものを抜き出すこと、実はこれは一般的にできないというふうにどんな人でも分かっていることなんです。あえて2件というふうに判決の中で書かれているということは、統計の量刑のグラフの中で、そのまま見たわけではなくて何かちょっと工夫したものがあったのかな。それは中身的なことはおいといて、4番さんのお考えで、量刑データをこういうふうに工夫して見ればいいんじゃないかと、そういう何か具体的な何か気持ちはありますか。

(4番)

そのグラフというのが記憶にないんですね。だからこの山があつてとおっしゃっているグラフって、見たかなってちょっと思つてまして。それよりも、過去の判例の統計の何か一覧表。

(司会者)

事例の一覧表ですね。

(4番)

ええ、それは見せていただいた記憶があるので、例えば、過去にあったわいせつの致傷だとこのぐらいだとか、それで再犯するとこのぐらいになってますと、何かいっぱい表に書いてあったようなものは見た記憶があるんですが。

(司会者)

そうすると、強制わいせつ致傷2件だけでもう一覧表が作られてあつて、それを見たというような御記憶なんですか。

(4番)

いや、いろいろな案件があつたと思うんですけども。ただ、とにかく、法律の中で、こういう場合には、例えば3年から10年とか何か決まりがありますよね。その中でしか、まずは決められないですよというような、法律にのっとりた形のやり方というか考え方の説明がありました。もしかしたらグラフも見せてもらったのかもしれないんですけども、要は、この判決の文章の中では、2件はすごく被害者にとっては重たいんだよということをきちつと言わなきゃいけないよねというような話がありました。

(司会者)

裁判官の方もこのグラフを見てもらつて、いろいろ考えてもらうという、どうやったら考える根拠らしいものというか、よすがになるようなものを提供できるのかなと常に考えながらこうやっているんですけどもね。だから、どういうふうにごデータを使つたらいいかというところに何か御意見があればというふうに思いますが。

2番さん。

(2番)

ちょっと分かりません。

(4番)

全くないとやっぱりみんな素人というか全然経験がない中で、いきなり評議と言われても分からないので、やっぱりそういう意味では、今後もそういう説明とともに過去のデータとかそういうのは示していただいた方がいいとは思いますが、先ほどもちらっとあったんですけれども、6年間のデータということなんですけれども、その前の裁判官だけでやった時のデータも一緒に、例えば、10年ぐらいとか6年、6年でこういうふうに変わってきているとか、何かそういうのもあると何となく分かりやすいかなというのがあるかなと。

(司会者)

3番さん。

(3番)

今の4番さんのお話もそうなんですけれども、データとしては、余りにも分母が少ないような気がしてしましまして、検察官の方から求刑を言われた時に、明らかにグラフの中に当てはまってないわけですね。

そうした時に、じゃあ、平等性って何なんだろうというところで、データの数が少なかったんで、できればもう少し、今後もっとこれが長く続けばそのデータの数も増えてくるので、グラフも非常に有意義に使えるとは思いますが、もう少し何か工夫をしていただいて。平等性というのは、過去から見ての平等性となるんですけれども、例えば、裁判官だけの時でやっていたのと裁判員制度が始まってから、ちょっとこういう流れで来ていますよねということは、やはり最近の平等性としては少しこういう感じで平等性というのを考えることがされてきていますよというような説明もしていただけると、少しこちらの判断とかするときには手助けになるかというか、判断の一つの基準として持つことができるのではないかなということとはすごく感じました。

(弁護士)

今のその事件なんですけれども、量刑分布のグラフの分母の数といいますか全体数が少なかったというのは、事実でしたね。そのグラフの中に現れた量刑の分布と、今のお話の中にもあったと思うんですけれども、検察官の求刑はちょっと離れてたと思うんですよ。要するに、範囲を離れて重かったと思うんですが、その評議ってそのグラフというのはどういうふうに使われたんですかね。

(司会者)

ちょっとそれを言うと、ちょっと評議の秘密に入りますので。

(3番)

そうですね。どこまで答えていいのか、ちょっと分からないので。

(司会者)

だから、事案によっては件数の少ないものもある。

(4番)

私は多分、件数すごく多かったのです。

(司会者)

今、言われた「件数」というのは、犯罪行為の件数という意味ですかね。

(4番)

だから多分、そういう統計を見せてもらった後、私の中で、多分、これに類似したものの件数だったのかなと思って。

(司会者)

だから、強制わいせつ致傷というのが付くと、1件と2件とでは違うのでやっぱり強制わいせつ致傷2件だったら、2件のものをやっぱり探すということになるんでしょうね、多分。一般的にはそうかなという感じはしています。

(4番)

はい、そうです。

(司会者)

だから、そういう意味では、あの事例一覧表を使って何かピックアップをして、考えたりしてそういった工夫をされるのかなと、一般論としてはそういうふうに思います。

だから、まだ6年はたっているものの犯罪の罪名によってはまだデータが少ないものもある。強盗致傷とか殺人とか傷害致死とか、こういうのは多いんですけども、危険運転致死でしかもそれが高速運転とかというふうになると、まだデータがたまってないんですよ。そういう中で議論をしなければいけないという、そういう部分はあるんですけども。だから過渡期のデータということではあるんですね。
(裁判官)

あくまで一般論なんですけれども、問題になっている事件以外のグラフ、例えば、傷害致死だったら殺人を見る。危険運転致死だったら傷害致死も見る。というふうに、いろんな多角的な罪の量刑の分布というの、やはり議論するということが皆さん経験されたということでもいいんですか。単に1つのグラフだけではなくて、いろんなグラフを見たということでもよろしいでしょうか。

(2番)

私の場合は、記憶が大分薄れているんですけども、裁判官がいろんな条件で評議中に検索してくださったような気がします。ここにとじてあるのは、単独犯でけんかで被害者と被告人の関係がなくて偶発的で一時的だという条件で抽出されたデータなんですけれども、たしかその周辺の条件で検索して、こうしたらこんなデータになったというような、何かそういう試行錯誤みたいな感じのデータを出していただいたような記憶もありますので、その時点では、そういうことも参考に頭に残っているのかなという気がします。

(司会者)

あくまで量刑傾向を参考にすることなので、ケースが少なければそういう傾向とはいえないから、使い方は別の使い方になってしまうというふうに思います。

それでは、同じく評議の関係ですが、裁判員裁判は裁判員と裁判官の共同作業だ

と言われているんですけども、そのためには十分議論がされないといけないわけなんですけれども、どうしたら十分な議論ができるか、十分な議論ができるようにするにはどうしたらいいかという、そういう未来志向の形で御意見を述べていただければというふうに思います。

じゃあ、5番さん。

(5番)

さっき言ったことと重複するんですけども、やっぱり最後に量刑を決めるところで、もう少し時間があって、例えば、5年という人と8年という人がいたとして、それぞれのどうしてそう思ったかというのをもうちょっと、長い時間で議論をすればまたそれなりでいろいろな意見も変わってくるというか。いろんな人がいるので、こういう話し合いで決める以上、その時間を少し長くした方がいいかなと思いました。

(司会者)

じゃあ、6番さん。

(6番)

そうですね。今後に向けてというところは、私の携わった案件もそうなんですけれども、裁判官の方が、評議制ですよというところをすごく繰り返し言われて。

(司会者)

「評議制」ですか。

(6番)

評議制、要は、話し合っただけで決めますよというところは繰り返し言われてたので、一人の判断だけで決まるんじゃないですよというところは繰り返し言われてたように記憶していますので、そうやって心理的な負担をちょっとでも和らげる形で配慮いただけてたので良かったのではないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。1番さん。

(1 番)

私がかかわったメンバーというかチームというか、すごくいいグループだったなというふうに今も思ってます、それが何でかなと思った時に、もちろんその司会進行役、リーダーシップとして裁判官の方はもちろんいらっしゃったんですけども、割と同じ目線で一緒に悩んでいたというか考えていた部分がすごいあって、みんなで裁判官3名も含め、全員で一緒に考えていたというところが大きいのかなって思いました。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、2番さん。

(2 番)

私も十分な議論ができたかと思います。時間が短いという気はしないでもないですが、これはその限られた時間の中で判断をしなければいけないという部分で仕方がないのかなと。時間を掛けたとしてもやっぱりどうだったかなという後悔はある程度残るでしょうし、その中で精一杯の議論ができたのではないかなと思います。

それと、集まったメンバーが皆さん善良な市民の方で全員がそうでしたので、同じ目線で議論できましたけれども、これが違ったメンバーだとどんなふうになるのかなというのはちょっと分かりません。

(司会者)

3番さん。

(3 番)

十分な議論というところに関しますと、何が十分なのかというところの判断がすごく難しいと思うんですけども、時間が足りなくてもっと議論すべきだったというような印象は持っておりません。皆さん積極的に意見を言われてましたし、裁判長、裁判官の方々も皆さんに積極的に意見を聞いていただいたり、分かりやすいような説明の仕方をしていただいたりしていたと思いますので、それぞれ無作為に選ばれている方がいらっしゃるので、そこで突拍子もない意見も出てくるかもし

れないというところも含めながら会話するのもなかなか難しいなというふうには感じてはいましたけれども、ただ、たまたま私がやった事件はそういう突拍子もないこともなかったですし、積極的に意見も皆さん言ってましたし、逆に質問もして、意見を言いやすいような雰囲気をつくっていただいたというふうに考えています。私は良かったかなと感じました。

(司会者)

ありがとうございます。4番さん。

(4番)

評議の部分では、活発な意見であったので、強いて言うならば、時間がもうちょっとあった方がみんなで討議できるのかなというところはちょっと思いましたけれども、ただ、いろいろなスケジュールの中でやるということになれば、その決められた時間内で全てを出し切ってみんなで納得して決めるというのも一つの方法かなとは思うので。その中で私たちが扱った事件は活発な意見が出て、本当に意見を言っていく中には、裁判官も裁判員も全然関係ない感じだったので、そういう形でやればとてもいいのかなと思いました。

(司会者)

評議の時間の関係なんですけれども、できれば取りたいと思う部分もあるんですが、そうすると、逆に裁判員の方に1日延びるとそれだけ御負担を掛けることになるので、そういうことも考えながらこのくらいかなという、そういうことで今、やっている。中澤検察官、何かございましたら。こういう点ちょっと聞きたいとか。

(検察官)

評議の件にかかわるんですが、我々検察官あるいは弁護人が配らせていただいた冒頭陳述メモですとか論告弁論メモというのを、どれくらい見返すものですかね、皆さん。評議の時でもいいですし休憩時間でも結構なんですけれども。皆さんそれぞれだとは思いますが、いかがなものかと思ひまして。

(司会者)

どうでしょうか。

(2番)

穴が開くほど見ますね。

(4番)

評議の時も、まず最初からのおさらいという形では、みんなでやりました。

(司会者)

論告と弁論ですよ、評議の時に見るのは。

(4番)

評議の時もこれを見ながらというか、まず1番目、2番目という感じで順番にやりましたので、一所懸命見ました。

(司会者)

そういう意味では一覧性のある方がいいんですかね、文章式でこう何枚もめくるとかというよりも。どうなのでしょう。

(4番)

私がいただいたのは、どちらも1枚の、まず冒頭陳述もA3の1枚で、最後の量刑の書いてあるやつも1枚ずつぐらいだったような感じだったので、とても見やすい感じですよ。

(司会者)

6番さんでしたか、論告弁論がとても詳細な感じがするんですけども、これは分量的というか内容的にどんな感じでしたか。

(6番)

途中の証言を含めて追加された情報が結構ありましたし、特に、2人分量刑を決めなければいけないという部分もあって。そういった観点では適切なボリュームだったかと思えますし、じっくり見ながら評議に臨んだという形ですね。

(弁護士)

評議だけのことじゃないのかもしれないんですけども、特に、例えば、5番さんの事件は否認でしたよね。

(5番)

はい。

(弁護士)

一番基本的に推定無罪とか疑わしきは被告人の利益にとり、要するに、犯罪の立証は検察官がするんだというような説明というのは、裁判所からどういう形で、あるいはどういうタイミングであるものなんでしょうか。

全体、どなたでもいいんですけども、裁判所からの、要するに、立証責任についての説明ですかね。

(司会者)

それはまず最初に宣誓手続のところでありますよね。それは、検察官、弁護人、立ち会っておられるところで。

(弁護士)

ええ。あとそれは評議あるいはその証拠調べのプロセスの中でも、一時期やられるものですか。なかなか要するに、1回言われても分かりにくいところかもしれないんですけども。

(5番)

要は、法廷の中で提出されたものについて判断するということは何回か言われたので、その辺は誤解はなかったです。

(司会者)

あと、疑わしい場合は被告人の利益に判断するという、そういうこと、もう一つはね。

(5番)

それも聞いてます。

(司会者)

今後、裁判員裁判の運用の改善という観点から、何か御意見がある方があれば挙手をお願いします。

(6番)

意見というほどでもないんですけども、ちょっと出だしすごい緊張しましたねという話をしている、振り返ってみるとちょっとでも緩和する努力をできたのかなというふうに思っています。

例えば、法廷の場って公開されているので、裁判員に決まったんだったらちょっと時間つくって1回見に来てみるというだけでも法廷の雰囲気事前に分かってよかったかなと思います。初日の最初の冒頭陳述のところですごく緊張が解けなくて、前半の最初の休廷まではかなり緊張して放しだったというところがあったので、何かその辺を緩和する努力は振り返ってみるとできたのかなというふうには、今になっては思います。だから仕組みをどうするかという話ではないんですけども。個人でもうちょっと努力して。

(司会者)

裁判員に選任された後ですね。あと、第1回の前までに、自分で傍聴したりしてみてもちょっと雰囲気に慣れるということをやってみてもよかったんじゃないかとか、そんなことでしょうか。

(6番)

そうですね。

(3番)

今の意見、6番さんのお話とも一緒なんですけれども、私の場合は、朝、裁判所に来まして、その日の午後にはもう始まってたというパターンで、その準備というところでいうと、あれよあれよと、じゃあ、午後からです。ということがあったので、自分は、個人的にはそんなに抵抗がなかったと思うんですけども、その裁判の内容とかによっては、もしかしたらもう少し、次の日とか、準備の時間とかもう少し説明とかされるような時間を置かれた方がいいのかなということもあります。

(司会者)

3番さんの場合は、午前中選任手続をして選任されて午後1時半からもう第1回があって、第1回はどこまでやったかという、冒頭陳述をやって、それからあと公判前手続の結果頭出というのを簡単にやって、それで、あと戸籍の関係の証拠を調べて終わりということですね。

(3番)

はい。内容自体は重くはなかったと。

(司会者)

やり方はいろいろあるかと思うんですけれども、要するに、冒頭陳述というのはこれと証拠とをまず混同しないようにという趣旨で、まず冒頭陳述は、これは要するに、検察官、弁護人の言い分ですよという、証拠じゃありませんよということで、本格的な証拠調べは翌日朝から始まりますよという、そういう考え方でこういうふうな日程になってるかと思うんですけれどもね。

初日に、実際、中身がこういう事案だということが分かっていたら、次からも入りやすいかなという配慮もあるかと思うんですけれども、そこは多分、いろいろやり方はあるし、また裁判員の方としてもいろんな受け止め方があるのかなという感じは致しますけれども。

(3番)

個人的には、負担も、日程も少なくて済んだので、このやり方で個人的には良かったなと思うんですけれども、そうでない方ももしかしたらいらっしゃるのかなというふうに思っただけです。

(司会者)

ですね。じゃあ、参加された中澤検察官から一言何かございましたら。

(検察官)

今日は本当に貴重な御意見や御感想を聞かせていただいて、どうもありがとうございました。これから選ばれる裁判員の皆さんも、本日の皆さんと同じように、突

然選ばれて極限状態とも言えるような緊張の中で我々の話を聞いてくださることを踏まえて、より分かりやすく、また緊張もほぐす工夫もしながら今後はやらせていただければと思いますので、今後どうぞよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

(弁護士)

本日は本当にお疲れ様でしたといいますかありがとうございました。なかなかこういうふうに裁判員の方の生の声を聞く機会はありませんので、今日お聞きしたことを、弁護士としてできることはもちろん限られている部分もあると思いますけれども、弁護士どうし交流しながら、これからの裁判員裁判が適正に公平に行われるように努力をしたいと思います。ありがとうございました。

(裁判官)

本日は貴重な御意見をいろいろと承りましてありがとうございます。同じ目線で評議で悩むということの大切さというのを改めて今回思い知ることができました。裁判員裁判、これからずっと長く続いていく制度だと思えますし、この制度をさらに盤石にしていくために、皆様の今日の意見、感想、その他、今後も裁判員になる人が接する機会があると思えますので、そのような機会に皆さんの御意見が反映されつつ、我々も本日の意見を踏まえてさらにいい裁判員裁判になるように努力したいと思っております。ありがとうございました。

(司会者)

積極的に有益な御意見を述べていただきましてありがとうございました。より良い裁判員裁判にしていくように皆さんの御意見、大変参考になるかと思えます。皆さんもまた選任手続期日のお知らせが来たら積極的に参加していただければというふうに思います。今日はどうもありがとうございました。

以 上